

第1章 総則

第1条 この規程は日本文理大学（以下「本学」という。）学則第5条第2項に規定された別科日本語課程（以下「別科」という。）について定める。

第2条 別科は本学に入学を希望する外国人留学生に対し、大学での勉学に対応するための準備教育として日本語を教授し併せて大学の課程履修に必要な教育を行うことを目的とする。

第3条 別科の修業年限は1年とする。

第4条 別科の入学期は4月及び10月の年2回とし、の学生定員は4月入学生60名、10月入学生60名の総員120名とする。

第2章 学年・学期及び休業日

第5条 別科の学生は、4月入学生については4月1日に始まり翌年3月31日に終わり、10月入学生については10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

第6条 学年を分けて、次のとおりとする。

- (1) 4月入学生 前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで
- (2) 10月入学生 前期 10月1日から翌年3月31日まで
後期 4月1日から9月30日まで

第7条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春季休業 その期間は、別に定める。
- (4) 夏季休業 その期間は、別に定める。
- (5) 冬季休業 その期間は、別に定める。

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 授業科目・試験及び課程

第8条 授業科目及び単位数は、別に定める。

第9条 各授業科目の単位数の計算基準は、講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別科が定める時間の授業をもって1単位とし、実習及び実技等については、30時間から45時間までの範囲で別科が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず別科で特に定めた授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第10条 各授業科目の評価は、試験及び平素の成績によって総合的に判断し、100点満点として60点以上を合格とし、所定の単位を与える。

2 学生が別科を修了するためには、必修科目30単位を含む所定の授業科目を32単位以上修得しなければならない。

第11条 別科に1年満期在学し、前条に規定する単位を修得した者には修了証書が授与される。

第4章 入学・修了・退学・除籍

第12条 別科に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する資格を有する外国人でなければならない。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (2) 本学において、相当の年齢に達し前号の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者

第13条 入学志願者は次の各号の書類に所定の検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 別科卒業後の承諾書
- (3) 卒業証明書、成績証明書
- (4) 在職証明書（就業している場合）
- (5) パスポートのコピー
- (6) 写真6枚
- (7) 健康診断書

第14条 入学志願者に対しては、選考のうえ学長が入学を許可する。

2 前項にいう選考は、原則として書類選考及び現地（海外）面接によって行う。

第15条 別科に在籍し、次の各号の修了要件を満たした者は修了が認められる。

- (1) 在学期間が1年以上であること。
- (2) 学習した授業科目の修得単位数が32単位以上であること。
- (3) 各学期の全出席率が70%以上であること。
- (4) 必要な学費を納入していること。

第16条 疾病その他やむを得ない事情により退学するときは、その事情を記した退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 別科所定の課程の半期終了時であっても、所定の試験を受け、大学等へ進学するに足る日本語基礎力を有すると判断された者は、半期退学を認める。

第17条 次の各号の1に該当する者は、別科教員会議の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 学費その他の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 正当な理由がなく出席常でない者又は長期にわたり欠席した者
- (3) みだりに本学の秩序を乱し、学生としての本分に著しく反したと認められる者

第18条 学生は1年をこえて在学することはできない。ただし、特段の事情が認められる場合は、その限りではない。

2 別科では休学を認めない。

第5章 賞罰に関する事項

第19条 別科学生の賞罰に関する事項については、本学学則第47条ないし第48条を使用する。

第6章 学費

第20条 学費は入学時に全額納入することを原則とする。ただし、本学協定校の学生は別に指定された期間内に半期ごとに分割納入することができる。

第21条 学費は指定期間内に遅滞なく納入しなければならない。

第22条 学費は別表1のとおりとする。

第23条 学生で学費納入の義務を怠り、督促を受けても誠意なく納入しない場合は除籍する。

第24条 既納の学費は返還しない。ただし、入学手続後、留学ビザの申請が拒否された者、又は、諸事情により入学を辞退する者で、入学許可書の有効期限1週間後までに入学辞退届を提出した者については、学費を返還する。

第7章 職員組織

第25条 別科に別科長を置く。

2 別科に別科教員及び事務職員を置く。

第26条 別科に別科教員会議を置く。

2 別科教員会議は別科長、別科教員をもって構成する。ただし、必要と認めた場合にはその他の教職員を加えることができる。

第27条 別科教員会議は学長が次に掲げる事項について、決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の入学、退学、除籍に関する事項
- (3) 学生の試験、課程の修了に関する事項
- (4) 学生の指導、厚生、賞罰に関する事項
- (5) その他別科に必要な事項

第8章 課外活動

第28条 別科の正課外活動として、次の各号の一に該当する活動は、別科教員会議の議を経て、必要と認められた場合には、別科の定めるところにより単位を与えることができる。

- (1) 国際交流に関する活動
- (2) 地域における社会貢献活動
- (3) 日本語・日本事情に関する理解を深める活動
- (4) その他必要と認められた活動

第9章 科目等履修生

第29条 本学への進学を志望する別科正規生が本学の一又は複数の授業科目の履修を志願するときは、別科教員会議の議を経て、日本文理大学科目等履修生規程に基づき、科目等履修生として本学の授業科目を履修できる。

第30条 科目等履修生として履修を許可された者は、日本文理大学授業料その他諸納付金徴収規程に定める所定の納付金を指定の期日までに納入しなければならない。ただし、本学に入学した場合に限り、入学金及び授業料相当額を減免する。

第31条 科目等履修生の履修できる授業科目については、別に定める。

第10章 改廃

第32条 この規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年4月1日）

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月28日）

この規程は、平成20年4月28日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日）

1 この規程は、平成26年10月1日から施行する。

2 この規程は、平成26年度入学生から適用する。

3 平成25年度以前の入学生は、従前の定めによる。

附 則（平成27年4月1日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月1日）

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和5年度10月入学生から適用する。

3 令和5年度4月以前の入学生は、従前の定めによる。

別表 1

別科日本語課程学費

【一般入学者】

学費		前期分	後期分	合計（年間）
入学金		50,000円		50,000円
授業料		325,000円	325,000円	650,000円
諸経費	教科書及び特別活動費	40,000円	40,000円	80,000円
	施設維持費	15,000円	15,000円	30,000円
合計		430,000円	380,000円	810,000円

入学試験検定料30,000円は出願時に別途徴収する。

その他納付すべき諸経費は募集要項に定める。

【協定校出身入学者】

学費		前期分	後期分	合計（年間）
授業料		260,000円	260,000円	520,000円
諸経費	教科書及び特別活動費	40,000円	40,000円	80,000円
	施設維持費	15,000円	15,000円	30,000円
合計		315,000円	315,000円	630,000円

出願時徴収する入学試験検定料は免除する。

その他納付すべき諸経費は募集要項に定める。